

保険年金課からのお知らせ

後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課長寿医療係 ☎ 0857-20-3487

保険料の納入通知書は、7月中旬ごろ被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■金額

保険料の算定方法は次のとおりです。

【均等割額】 【所得割額】

保険料 = 40,773 円 + 所得 × 7.71 %

※保険料の最高額（賦課限度額）は55万円です。

※低所得者や被扶養者を対象に、軽減措置を行います。

■納入方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本となりますが、納付書による納付（普通徴収）や、両方法による徴収（併用徴収）の場合がありますので、詳しくは納入通知書でご確認ください。2月に年金天引きがなかった人は、4月、6月、8月は年金から天引きを行わず、その回数分を納付書で納付していただきます。

なお、年金からの徴収は、年金支給月（偶数月）の6回納付、納付書による納付は7月から翌年2月まで8回納付となります。

■口座振替への変更（振替日は7月から翌年2月の28日）

納付方法を口座振替に変更したい人は、次のものを持参のうえ、駅南庁舎保険年金課（23番の窓口）または各総合支所市民福祉課へ申込みください。

- ① 被保険者証
- ② 口座振替をする預金通帳
- ③ ②の通帳の届出印

なお、これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていた人も、新たに口座振替の届出が必要です。

■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬には、新たに8月1日から1年間有効の被保険者証を送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。引き続き必要な人は、8月1日から申請を受け付けますので、次のものを持参のうえ保険年金課（23番の窓口）または各総合支所市民福祉課へ申請してください。① 被保険者証 ② ①の人の認め印 ③ 代理の人の場合は代理の人の身分証明ができるもの

国民健康保険

問 駅南庁舎保険年金課賦課係 ☎ 0857-20-3485

保険料の納入通知書は、世帯主のみなさんにお送りします。納期は7月から翌年2月までの8期です。

■特別徴収について

以下のすべてに該当する場合、口座振替での納付の場合を除き、保険料の納付は、世帯主の年金から特別徴収（引き去り）となります。

- ① 世帯内の被保険者全員が65歳～74歳で、世帯主も国保被保険者
- ② 特別徴収の対象となる世帯主の年金の額が、年額18万円以上
- ③ 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下

※保険料を完納されている人は、申し出により、納付方法を口座振替に変更できます。

保険料の納付は口座振替を！

口座振替にすれば納め忘れがなく、支払いに出向く手間もありません。

納付書または被保険者証、預金通帳、通帳の届出印を持参のうえ、ご利用の金融機関にお申し込みください。

『限度額適用(標準負担額減額)認定証』の更新手続き

問 駅南庁舎保険年金課給付係 ☎ 0857-20-3482

本市の国民健康保険（国保）に加入している人で、「限度額適用（標準負担額減額）認定証」（※）をお持ちの人は、7月末までの有効期限が設定されていますので、8月以降も引き続き認定証が必要な場合は、次のとおり更新の手続きをお願いします。

なお、申請時の審査（国民健康保険料の滞納状況など）により、認定証を交付できない場合がありますのでご注意ください。

※この認定証を医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までになります。限度額は所得区分によって異なります（70歳以上の住民税課税世帯の人は、申請しなくても自己負担限度額までの支払いとなります）。

開始日 7月20日（金）

必要なもの 鳥取市国民健康保険被保険者証、世帯主の認め印、代理申請の場合は本人確認できるもの（運転免許証など）

ところ 駅南庁舎21番窓口、各総合支所市民福祉課

医療費が年々増加しています

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人を除くすべての人が加入し、病気やけがに備えて出し合った保険料を、病院で受診した人の医療費にあてる制度です。本市の国民健康保険加入者にかかる1年間の医療費は平成17年度の123億円から、平成22年度の143億円へと、5年間で20億円も増えています。1人あたりに換算すれば、25万5000円から29万6000円へ4万1000円増加したことになります。

問 駅南庁舎保険年金課庶務係 ☎ 0857-20-3481

～医療費を節約するために 国保特定健康診査を受けましょう～

医療費の約3分の1を占める生活習慣病を予防するため、年に1度は必ず健康診査を受診しましょう。病気に縁がないと思っていても、いつの間にか血管の動脈硬化を進めて忍び寄るのが生活習慣病です。自分の健康をチェックし、早期発見・早期治療に心がけましょう。

※国保特定健康診査について、詳しくは市報5月号の16ページをご覧ください。

市民による事業評価の公開ヒアリングを実施します

☎ 本庁舎行財政改革課 ☎ 0857-20-3164 ☎ 0857-20-3040 ✉ gyouzaisei@city.tottori.lg.jp

鳥取市行財政改革推進市民委員会（委員長：野田英明^{のだ ひであき}鳥取大学名誉教授）による市民の視点での事業評価（点検・見直し）を公開で行います。

と き 7月29日（日）9:30～16:30（予定）

ところ 福祉文化会館（西町二丁目）

事業評価対象事業（予定）

- ▷ 私立保育園運営費助成費
- ▷ 私立幼稚園運営費補助金
- ▷ 事務補助員設置費補助金
- ▷ 市民運動推進支援事業
- ▷ 青年団体育成費補助金
- ▷ 人権啓発活動等支援事業（市人権教育協議会補助金、世界人権宣言推進補助金）
- ▷ 企業人権教育・啓発推進事業（推進団体支援事業）
- ▷ 敬老祝賀事業補助金
- ▷ アフトピア協会活動補助金

- ▷ 担い手育成支援協議会活動事業費
- ▷ ふるさと村推進支援事業
- ▷ 大型空き店舗対策事業
- ▷ 商店街にぎわい形成促進事業
- ▷ 商店街イベント支援事業
- ▷ あゆ祭補助金
- ▷ 青谷ようこそまつり事業補助金

※ 駐車は市役所本庁舎駐車場（無料）または市営片原駐車場をご利用ください（2時間30分まで手続きのうえ、無料）。

※ 評価結果は後日取りまとめ、8月下旬ごろ公表します。

※ 日程および対象事業の詳細は、7月中旬ごろ、市役所本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所、市ホームページで公表します。詳しくは、配置する資料をご覧ください。

平成23年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

☎ 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3105

情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさんからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の、平成23年度の運用状況をお知らせします。

▶ 開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	24	35	59
市外在住者	16	31	47
合計	40	66	106

▶ 開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、建築計画概要書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。「不開示」は開示することにより事業者が有する正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	合計
市長	15	58	1	8	82
教育委員会	0	3	0	1	4
農業委員会	0	11	0	0	11
水道事業管理者	0	4	0	1	5
病院事業管理者	1	0	0	1	2
議会	1	0	0	1	2
合計	17	76	1	12	106

※ 選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価委員会は請求なし

▶ 不服申し立ての状況（平成24年3月31日現在）

「棄却」は、実施機関の決定が妥当であると判断したため不服申し立てを棄却したものです。

機関	認容	一部認容	棄却	却下	合計
市長	0	0	2	0	2

個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の、平成23年度の運用状況をお知らせします。

▶ 開示請求の対応状況

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	合計
市長	1	1	0	1	3

※ その他の機関への開示請求はなし

▶ 不服申し立ての状況（平成24年3月31日現在）

「棄却」は、実施機関の決定が妥当であると判断したため不服申し立てを棄却したものです。

機関	容認	一部容認	棄却	却下	合計
市長	0	0	1	0	1

証明コーナーの休業日

☎ 駅南庁舎市民課 ☎ 0857-20-3491

市民課証明コーナー（本庁舎1階）は、7月7日（土）、8日（日）に休業します。

※ なお、出生、死亡などの戸籍の届け出は、警備員室（本庁舎裏側入口および各総合支所）で受け付けます。

殺虫剤およびねずみ駆除剤の配布廃止について

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216

毎年、希望者に対し配布していましたが、厚生労働省医薬食品局長通達により、配布ができなくなりました。

今後は、薬局またはホームセンターなどでご購入いただき、ご使用ください。